

平成22年2月12日

生駒市議会議長 中谷尚敬 殿

議会運営委員会委員長 稲田欣彦

委員会調査報告書

当委員会で調査した事件の調査結果について、生駒市議会会議規則第107条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 派遣期間 平成22年2月4日(木)～5日(金)
- 2 派遣場所 東京都小金井市議会及び多摩市議会
- 3 事 件 (1) 予算特別委員会について
(2) 議員定数について
(3) 議会基本条例の制定過程について
(4) 決算審査の改革について
- 4 派遣委員 稲田欣彦、矢奥憲一、中野陽泰、有村京子、福中眞美、
塩見牧子、伊木まり子
- 5 欠席委員 小笹浩樹、宮内正厳、井上充生
- 6 概 要 別紙のとおり

小金井市の概要

小金井市は、人口約11万3千人、面積11.33km²の住宅都市で、多摩地区26市中でも3番目に面積の狭い市である。都心から約30分の通勤圏であることと、大学が立地していることから、毎年約1万人の通勤族や大学生の流出入があり、近年はアパートなどの増加によって、人口の流入も増えてきた。法人市民税はほとんどないが、個人市民税は約100億円で、多摩地区においてトップクラスの高額である。

最近では、武蔵小金井駅南口再開発に関して、推進派の市長が当選したが、議会の辞職勧告により1年で辞職。しかし、再当選し、現在、再開発が進み出している。議員定数は24人。

1 予算特別委員会について

(1) 当初予算（特別会計を含む）

① 組織

昭和38年の市制施行以来、毎年3月の新年度予算の審査において、予算特別委員会を設置されている。委員は、議長を除く全議員（23人）。

② 審査日程と審査方法

委員会は概ね4日間で、深夜2時～3時に及ぶことも多い。1日目は補正予算、2日目～4日目は一般会計、4日目の一般会計終了後、特別会計の審査を行う。

趣旨質問は一人3回まで、関連質問は一人2回まで。すべての質問後、会派の幹事長が、政策的な事業に対する質問をする総括質問がある。

一般会計は、歳入の質問を1日、歳出を3分野（議会費～民生費、衛生費～土木費、消防費～予備費）に分けて質問を行い、最後に総括質問。特別会計も、歳入、歳出、総括の順に質問。特別会計は余り時間がかからない。

理事者側の説明員は、部長級から係長級までの職員が、分野ごとに交代して入室する。

(2) 補正予算（特別会計を含む）

① 組織と委員の選出方法

6月、9月、12月の定例会において、補正予算が上程されれば、都度、審査期間を「審査終了まで」として、予算特別委員会を設置する。委員は、そのときの会派数によるが、概ね半数の12人で構成する。単体会派は会派間で調整し、定例会ごとに順番に1人ずつ選出する。

② 審査日程と審査方法

委員会は概ね1日であるが、深夜2時～3時に及ぶことも多い。審査方法は、3月定例会の委員会と同じ。

2 議員定数について

(1) 議員定数の削減に至った経緯

平成5年に「議員定数を26人から20人に削減することを求める陳情」があり、それ以後、平成6年が1件、平成7年が1件、平成9年が2件、平成10年が2件、平成18年が1件の、それぞれ削減を求める陳情があった。平成5年の陳情は継続審議し、平成6年9月に否決されたが、この間に「議員定数の削減を行わないことを求める陳情」が提出され可決されている。しかし、平成7年に26人を24人に削減する陳情が可決され、平成8年3月に議員提案で25人に削減され、平成11年3月に議員提案で定数条例の改正で24人に削減されている。

(2) 現状

小金井市議会における議員一人当たりの市民の数は約4,700人である。多摩地区6市の平均は約5,560人であるので、この平均で計算すると、小金井市議会の議員定数は20人となるが、単に人口で割り戻して定数を決めることを疑問視する意見もある。東京26市中11市が削減されているが、どこの市も削減数に根拠はないとのことである。現在、削減を検討している会派はあるが、議会としてこれ以上の削減をするという統一の見解はない。

3 議会改革に関する取組について

(1) 日曜議会

平成15年2月から毎年1回、3月定例会の会期中に日曜議会を開き、今まで施政方針と会派別の質問の日を3回、一般質問の日を3回実施されている。時間は10時から19時まで。傍聴席は35席。

傍聴者数の推移

平成 年	傍聴者数 (人)
15	80
16	70
17	36
18	37
19	28
20	38

傍聴者へのアンケート調査によると、当初は議員にたのまれて傍聴に来られた方が約半数おられた。

議会事務局の試算によると、日曜議会に係る人件費などの経費は約65万円/日。傍聴者28人のためにこれだけの費用をかけることが妥当かどうかを検証する必要がある。傍聴者も減ってきたことから、費用対効果を考えると、ケーブルテレビによる放映やインターネット中継などに転換するなどの見直しが必要である。日曜議会は価値がある取組であるが、PRと見直しが必要であり、継続は難しい。

全国市議会議長会によると、日曜議会を開催した市議会は、平成18年で20市、平成19年で17市、2年継続して実施した市は7市のみであった。日曜議会をやめた理由として多かったのは傍聴者の減であった。

(2) 議会改革への取組

小金井市議会における議会改革は、平成14年から取り組まれており、約150項目について議会運営委員会で協議・検討されている。また、新人議員研修時に、新人議員から議会に対する意見を集められ、議会運営委員会に議題としてあげることもある。予算に関する事項も議題にあがることから、

議会事務局や総務部などの職員を交え、協議・検討されている。議会改革は、議員の意識を変えることから始まるので、先例にとらわれることなく、後戻りもよしとして取組を進められている。

最初にルールを決めて実施されている。

- 全会一致の取組のみ実施
- 良い取組は、本会議での委員長報告前から実行する
- 市長部局から積極的に意見を出してもらう
- 予算要求が必要な取組は早めに決定し、予算に配慮する など

議会改革による効果としては、民間団体の調査による情報公開度で全国一位となるなど、一定の評価がされている。情報公開の主な取組としては、議会の会議は、申請すれば、だれでも写真、録音、録画が可能であること、会議録はすべてインターネット等で公開していることなどがあげられる。

改革には、人・もの・カネが必要であるが、市の税収が減る中、改革の方法を見直す必要がある。あれもこれも取り組むのではなく、あれかこれかの選択が必要になってきている。

多摩市の概要

多摩市は、人口約14万7千人、面積は21.08km²で、都心・新宿から電車で30分、6割が多摩ニュータウン区域のアメニティ水準の高い住宅都市ある。約40年前に整備されたニュータウンのインフラを施設維持が今後の課題である。議員定数は26人。現数が24人で、今年4月の市長選挙時に、議員の補欠選挙を実施する予定。

1 予算特別委員会について（特別会計を含む当初予算のみ）

(1) 組織

毎年3月の新年度予算の審査において、予算特別委員会を設置されている。委員は、議長を除く全議員（25人）。補正予算は本会議の審議のみ。

(2) 審査日程と審査方法

補正予算は本会議で審議し、予算特別委員会の日程は概ね5日間で、一般会計の審査終了後、特別会計を審査する。質疑時間は、質疑のみで一人30分で、会派でプールすることができる。初めに、総括質疑を行い、その後、歳入については、2つに分け（市税～交通対策特別交付金、分担金・負担金～市債）、質疑を行う。歳出については、「款」ごとに行う。

理事者側の説明員は、部長級から課長級までの職員が、歳入は分野ごと、歳出は款ごとに交代して入室する。

2 決算審査の改革について

(1) 決算審査特別委員会

決算審査の方法については、平成15年から効率の良いように見直しを繰り返されている。決算審査特別委員会の日程は概ね6日間。委員会は、平成15年までは、議員の半数（13人）で構成し、閉会中に委員会を開催し審査されていたが、平成16年からは、議長と監査委員を除く全議員により構成し、分科会方式で運営するとともに、事務事業評価の取組が始められた。平成18年からは分科会方式をやめ、全体で審査されるとともに、集中的に

審査する事業を選択して事務事業の評価をされることになった。しかし、平成19年からは集中審査事業を定めず、行政評価シートを作成することとされた。

(2) 決算における事業評価

平成21年の決算審査の方法については、7月に決算審査の非公式の理事会を設置して話し合わせ、各会派から決算に係る選定事業案を提出してもらい、約800事業から14事業を選定し、会派ごとに事業評価（第一次評価）が行われた。決算審査特別委員会における審査終了後、審査内容を踏まえ第二次評価が行われた。その後、委員長によるまとめが行われ、理事者に対して、事業評価を予算に反映させる概略説明を求められた。

第一次評価は決算1日目の前日まで、第二次評価は決算審査最終日の翌日までとする。

事業評価シートのルール

- 理事者側は、議会からの資料要求に応える
- 議会事務局は、各会派が要求する資料をまとめ、一括して要求する
- シートの作成においては、会派の事業に対する要求を統一する など

この取組については、審査方法がまだ定まっていないので、取組を評価することはできないが、将来は事業評価を市の政策的なものにつなげていきたいとのことである。

問題点としては、資料の調整に莫大な時間を要するので、理事者側の協力が不可欠である。

3 議会基本条例の制定過程について

(1) 条例制定の背景

これまでの多摩市議会における議会改革を更に前進させるとともに、第28次地方制度調査会による2005年12月の「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申について」で問題提起されたことなどを受けて、「(仮称)多摩市議会基本条例」の制定をめざす。

(2) 条例案の作成までの過程

議会改革に関する実施事項

- 他自治体での研修
- 市民意識調査の実施（1, 500人 無作為抽出）
- 出前委員会の開催（第1弾：平成20年5月、第2弾：平成21年1月、第3弾：平成21年6月）
- 参考人招致
- 市長部局との意見交換
- 議員説明会の開催
- 条例素案に関するパブリックコメントの実施

また、議会改革の骨子を作成し、議会のあるべき姿・改革の方向性を決定された。

[原則]

- 1 行政へのチェック機能を強化すること
- 2 議会による政策提案機能を充実すること
- 3 意思決定過程で討議による合意形成を期すること
- 4 市民によく見え、意思決定過程に市民が参加する議会を実現すること

(3) 条例制定後の取組

平成22年3月定例会において、条例案を議員提出議案で提出する予定で、同3月に交付予定。今後は、市民への説明会を実施し、周知することが必要不可欠である。また、条例では、議会報告会を年1回することを規定しているので、この機会に周知を図っていききたいとのことであった。